

医療・健康・介護に関わる個人情報 「もうけのタネ」に

マイナ保険証と介護情報基盤

2024/11/29 大阪社会保障推進協議会
自治体情報政策研究所 黒田 充

2024/11/29 大阪社保協

黒田充(自治体情報政策研究所)

はじめに

2 / 45

- なぜ、政府はマイナンバーカードの健康保険証利用(いわゆる「マイナ保険証」)の押しつけに続き、介護保険証のマイナンバーカードの一体化(=介護保険証の廃止)を進めようとしているのか
- 結論を先に言う
 - ・ 医療・健康・介護に関わる個人情報を「もうけのタネ」にする
 - ・ 社会保障給付の個人の条件に応じた個別的削減
- では、それをどのようにして実現するのか？
理解に必要な「基本的」な知識は・・・
 - ・ 名寄せとプロファイリング、そして選別
 - ・ マイナンバー制度の目的と仕組み
 - ・ オンライン資格確認等システムと介護情報基盤の仕組みと関係



1. 名寄せとプロファイリング

- プロファイリング(profiling)は、対象者に関する様々な個人情報(データ)を名寄せする(集める)ことで、対象者の人物像をAI(人工知能)などを使って「仮想的」に作り出すこと
- 私たちは、毎日、個人情報をジグソーパズルのピースのようにばらまきながら暮らしている
クレジットカード、ポイントカード、ATM、携帯電話、インターネット、ICOCAやPiTaPaなどのICカード乗車券、監視(防犯)カメラ、ETC、役所への届出、診療、健診・・・等々
- ばらまかれたピース(個人情報)を拾い集め、データ化し、うまく組み立てることが出来れば、すなわちプロファイリングが出来れば、絵(人物像)が完成する

大事な言葉
ぜひ覚えて帰って
下さい



- プロファイリングによって得た人物像をもとに、対象者の将来予測(シミュレーション)や、リスク評価が可能となる
 - ・ 特定の基準に従って、対象者を評価し、選別や分類、スコアリング、等級化などを行う
 - ・ 企業の利益拡大、社会保障給付の制限、国民の管理統制など特定の目的を実現するための誘導や制限、排除、優遇などが可能となる
- 効率化やリスク排除を実現することで、個人情報が「もうけのタネ」となる
- 政府の経済成長戦略
 - ・ データは「新たな価値創造の源泉」、成長戦略として「データ流通」を図る
 - ・ データの中には、当然、私たちの個人情報も含まれる

あなたの
価値は〇〇点

誰に何を
売るのが

誰をサービスから
排除するのか

「もうけのタネ」

名寄せと
プロファイリング

- ばらまかれた個人情報を持ち集め、組み立てる(人物像を取得する)際に、ピースの一つ一つに、誰のものを示す番号が付いていれば、組み立ては容易になる

こうした番号は、ID(識別子)とよばれ、
効率的で正確なプロファイリングには欠かせない

健康保険や介護保険の被保険者番号もID

もちろんマイナンバーもIDだが...



- 住民票に記載されている最新かつ
正確な個人情報(氏名、住所、生年月日、性別等)とつながっている
 - 全ての国民等(国民+在留外国人)に付番されている
- という点で特別な地位を持つIDである

2. マイナンバー制度とは何か

● マイナンバー制度(2016年～)を構成する5つの仕組み

- ①マイナンバー ②マイナンバーカード ③公的個人認証の電子証明書
- ④情報提供ネットワークシステム ⑤マイナポータル

(1) マイナンバー(個人番号)

社会保障、税分野、災害対策における共通番号(社会保障番号＋納税者番号)として出発。全ての国民等に付番済み

国や自治体、日本年金機構などの行政機関等が保有する個人情報の「名寄せ」を行うための番号

社会保障給付の削減と徴税強化が当初の目的

度重なる番号法の改正により、紐付けられる個人情報は拡大し、今や多目的番号へと大きく変化



(2) マイナンバーカード(個人番号カード)

本来の目的は、自分のマイナンバーを証明するための「書類」

ICチップに「公的個人認証の電子証明書」を記録したことにより、大きく変質し、「一人歩き」を始めている

→ 多目的利用カード化

健康保険証、運転免許証、在留カード、介護保険証・・・

→ 万能身分証化

医師や看護師などの国家資格・免許等のオンラインでの確認・・・

取得して当たり前から、常時携帯して当たり前へ

ただし、これらは制度を始めた政府にとっては、当初から想定していた話

※ マイナンバーカードを使っても、個人情報がカードに記録されることはない



約80種類

そんな仕組みには
なっていない

マイナンバーカードで証明ができるように準備が進められている

約80種類の国家資格・免許等

8/6から
オンライン化開始

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、救急救命士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、管理栄養士、栄養士、保育士、介護支援専門員、社会保険労務士、税理士、国家戦略特別区域限定保育士、行政書士、司法試験、司法試験予備試験、教員、情報処理安全確保支援士、一級建築士、二級建築士、木造建築士、建築物調査員、建築設備等検査員、建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者、マンション管理士、自動車整備士、海技士、小型船舶操縦士、海事代理士、衛生管理者、救命艇手、全国通訳案内士、地域通訳案内士、精神保健指定医、保険医、保険薬剤師、死体解剖資格、調理師、理容師、美容師、給水装置工事主任技術者、製菓衛生師、クリーニング師、専門調理師、受胎調節実地指導員、登録販売者、衛生検査技師、建築物環境衛生管理技術者、医師少数区域経験認定医師、難病指定医(協力難病指定医)、小児慢性特定疾病指定医、職業訓練指導員、技能士、キャリアコンサルタント、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、特定社会保険労務士、労働安全衛生法による免許(第一種衛生管理者、第二種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、高圧室内作業主任者、ガス溶接作業主任者、林業架線作業主任者、特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、エツクス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定第一種压力容器取扱作業主任者、発破技士、揚貨装置運転士、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、潜水士)

(3) 公的個人認証(JPKI)の電子証明書

マイナンバーカードのICチップに記録されている

「住民票の写し」をデジタルデータ化したようなもの

住基ネットから情報を取得 最新の住所や氏名を反映

生きているか
死んでいるかも
わかる!

電子証明書には、マイナンバーとは

今も元気に
稼働している!

別の発行番号(シリアルナンバー)が振られている

ICチップ

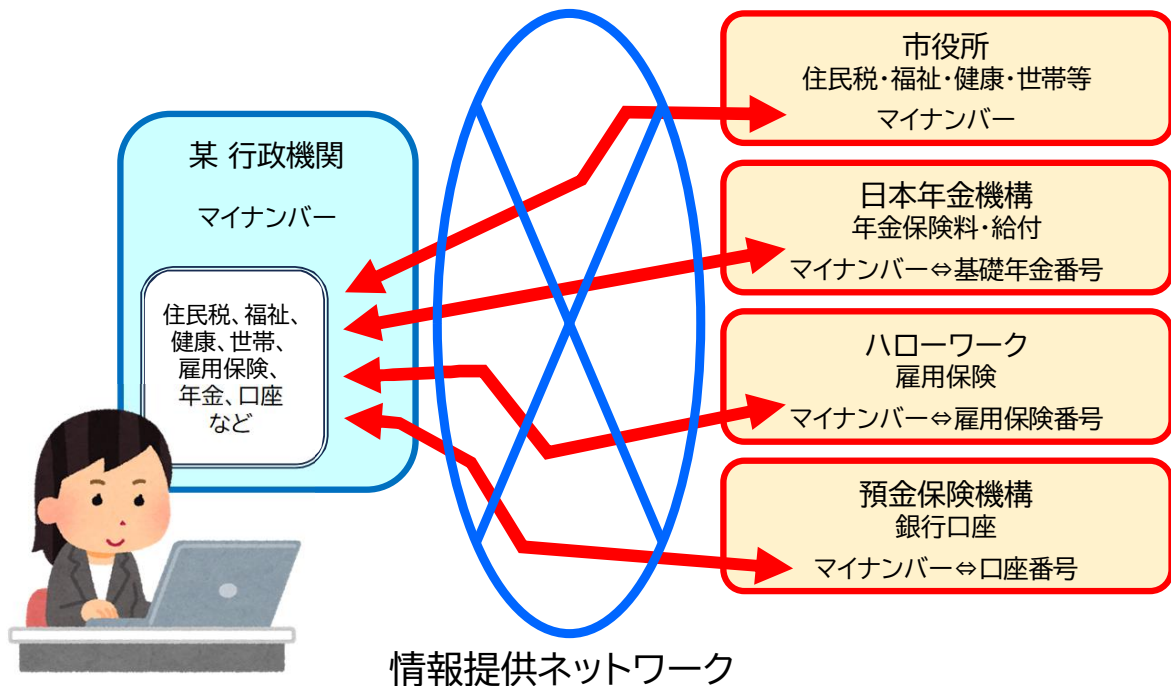
本来、オンライン(非対面)での本人確認のための仕組みだが、政府は対面での本人確認へと拡大する考え

例えば、転倒での携帯電話の契約や、
金融機関の窓口での口座開設など



(4) 情報提供ネットワークシステム

マイナンバーによる名寄せを実現するために構築された行政機関等の間を結ぶネットワーク



(5) マイナポータル(情報提供等記録開示システム)

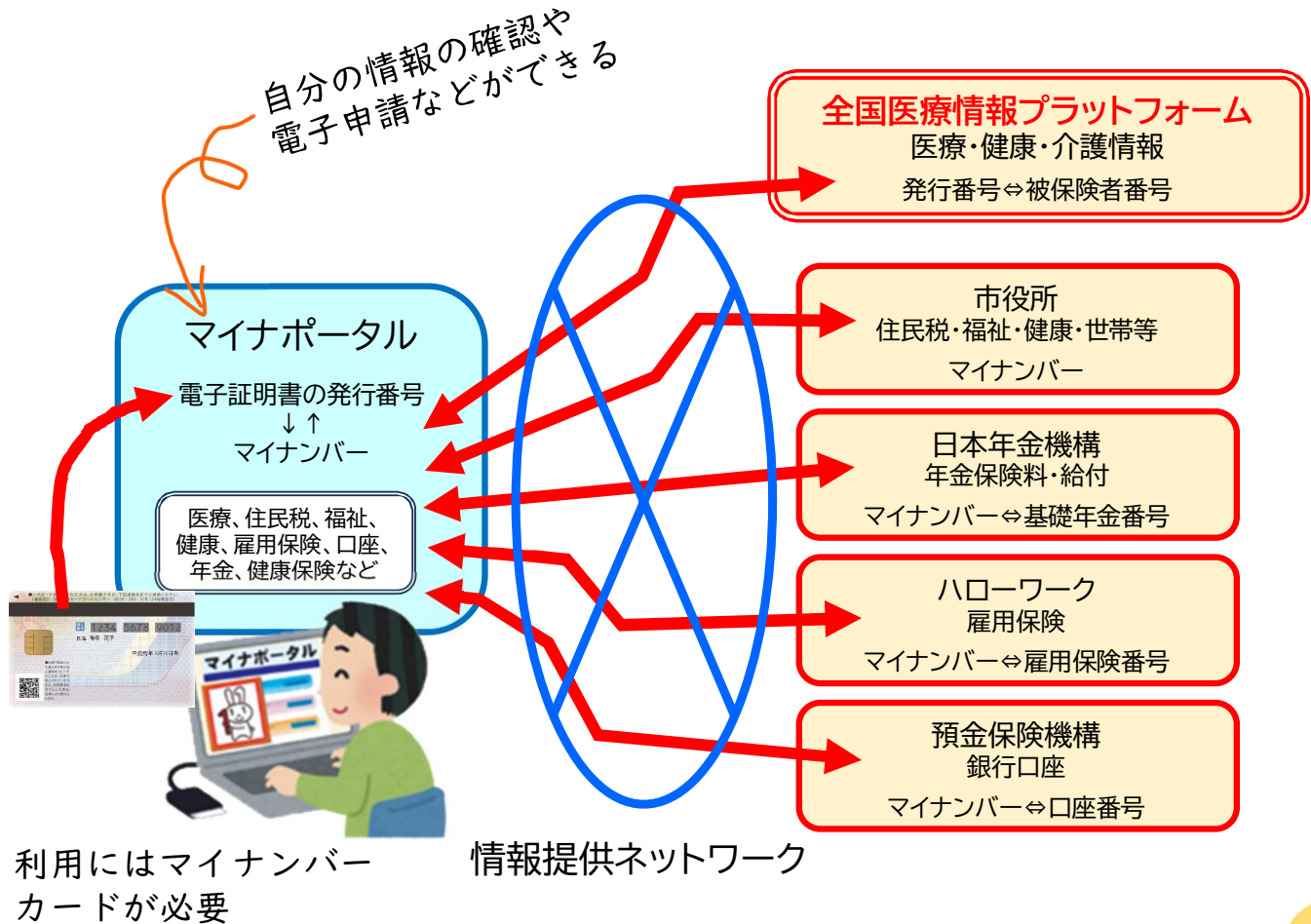
マイナンバーカード取得者(電子証明書取得者)に向けて政府が提供しているオンラインサービス(Webサイト)

情報提供ネットワークシステムを利用することで……

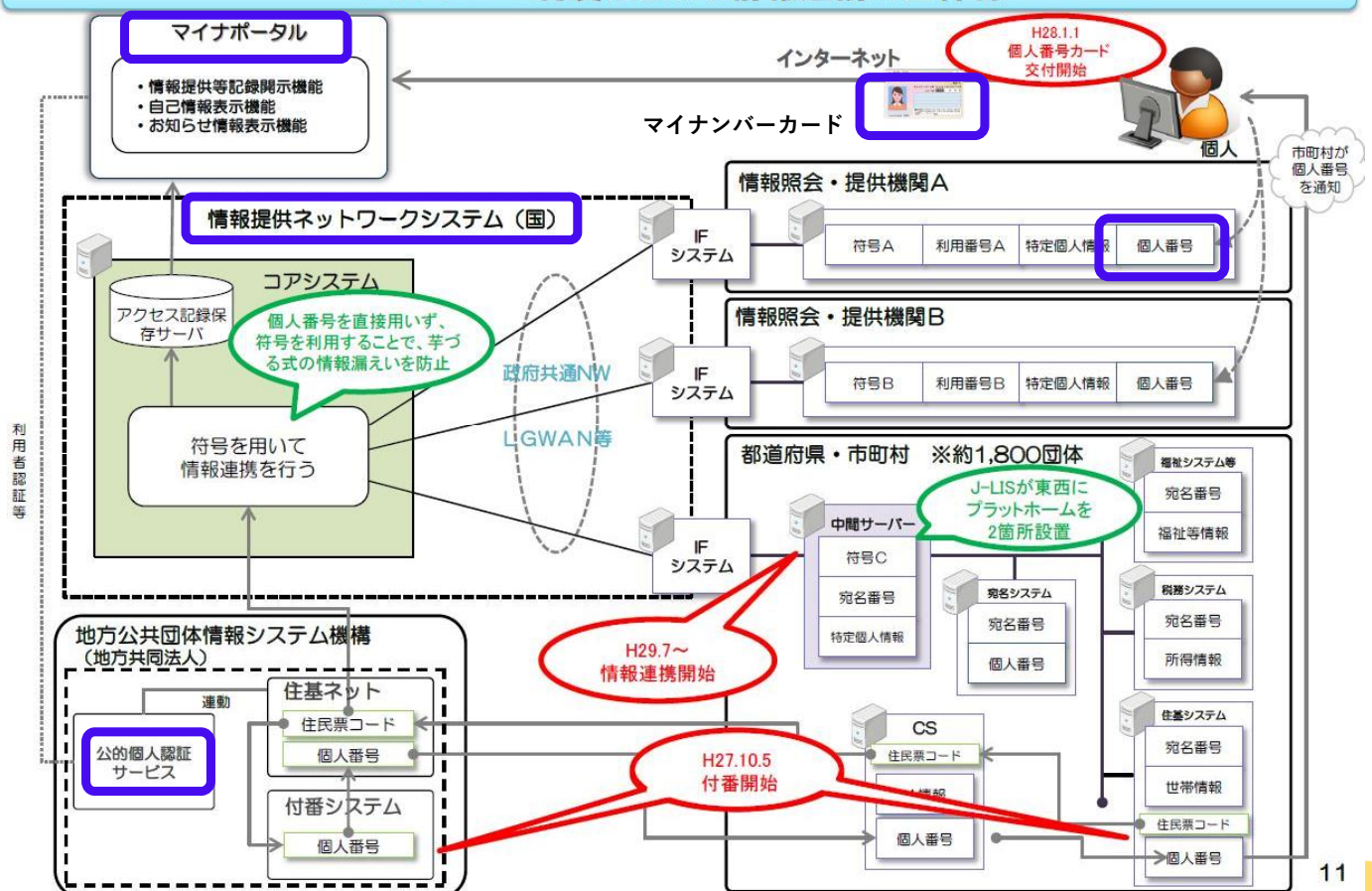
- 電子証明書の発行番号からマイナンバーを引き出し、行政機関等が持つ個人情報の確認や、電子申請などができる
- 電子証明書の発行番号から被保険者番号を引き出し、医療・健康情報の確認もできる

医療・健康情報とマイナンバーとの紐付けは、医療関係者等の強い反対で、実現できなかった → 被保険者番号を使うことになった

※ 一方、介護情報は市区町村や国保中央会のシステムにおいてマイナンバーと既に紐付けられている



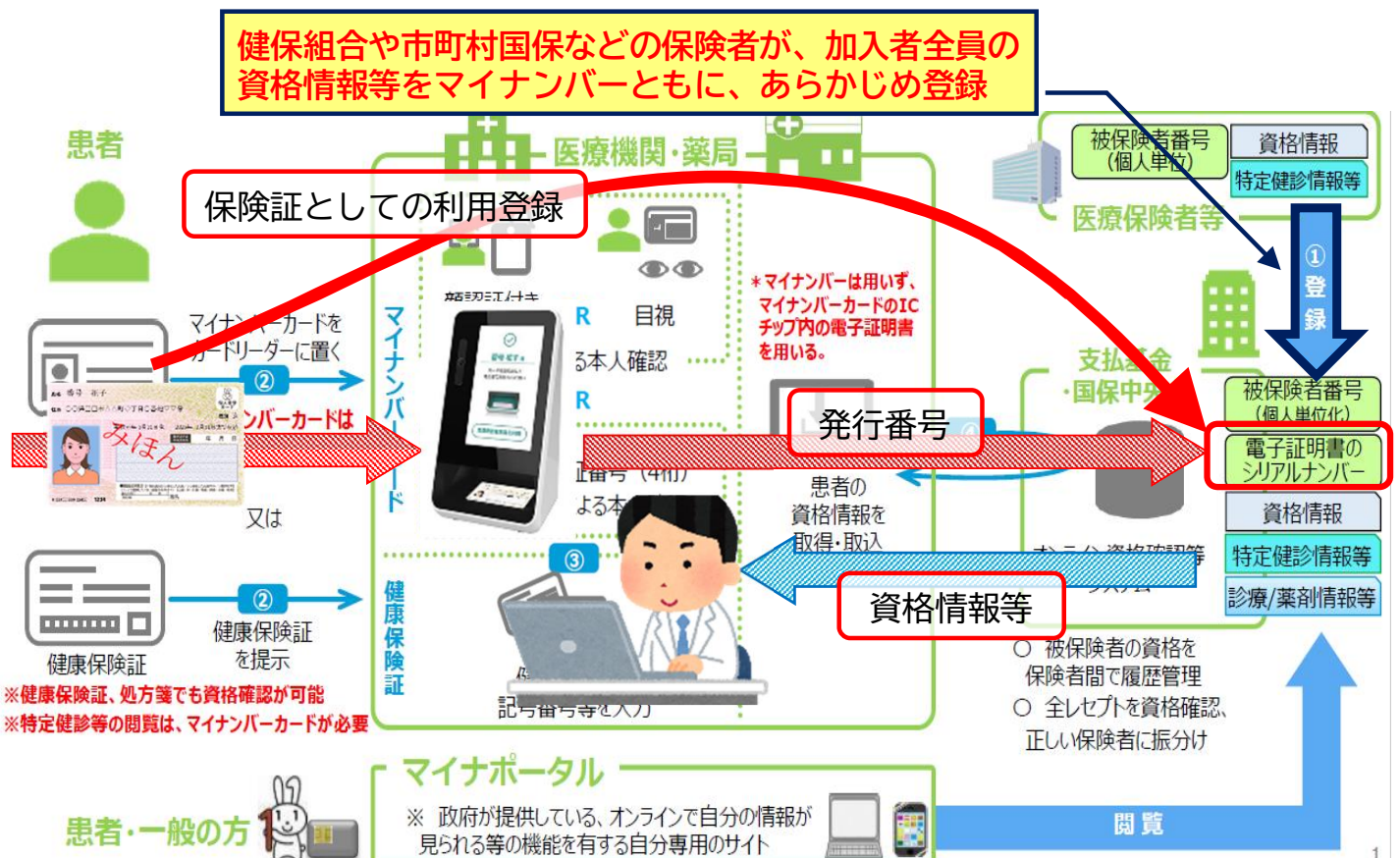
マイナンバー制度における情報連携の全体像



- マイナンバーを使って、行政機関等が保有する様々な個人情報を名寄せし、プロファイリングを行えば、マイナンバー制度の目的である社会保障給付の削減(一人一人の条件にあわせた「さじ加減」)も可能となる
- 現時点では根拠法がなく出来ないが、例えばこんなことが・・・
 - ・ 病気になったり、介護が必要になったりしたのは、
自堕落な生活をしてきた結果(自業自得)なので、自己負担を増やす
 - ・ これまで医療や介護の給付を
たくさん受けてきたので
年金支給額を減らす



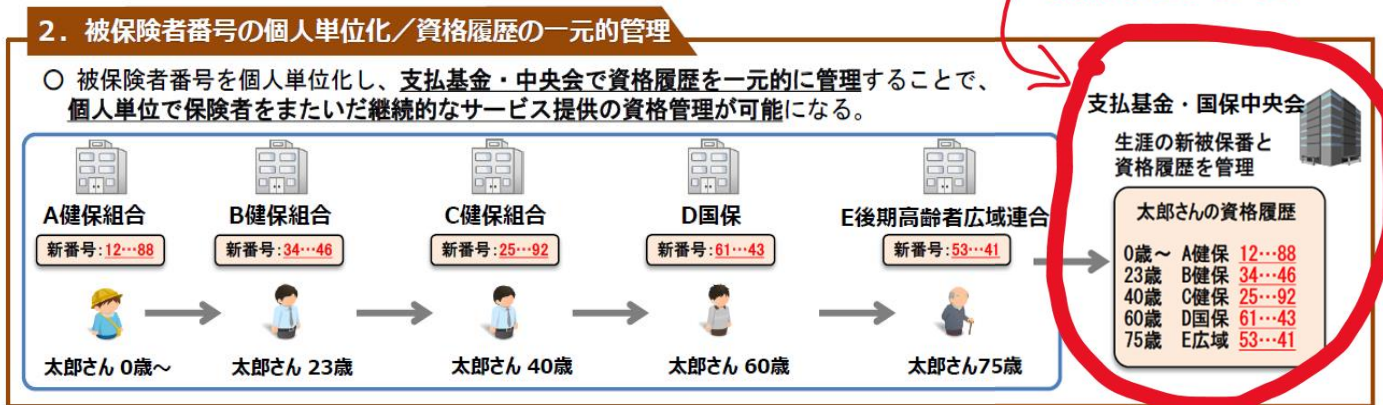
- 「マイナンバーカードの健康保険証利用」(マイナ保険証)をオンライン資格確認といい、その仕組みを「オンライン資格確認等システム」という
- 資格確認とは、加入している健康保険、被保険者番号、氏名、負担割合等を確認すること
- …これまでは患者が示した健康保険証の券面の記載で確認していた
- マイナンバーカードの健康保険証としての利用登録(マイナポータル または医療機関のカードリーダー)は、被保険者番号と発行番号の紐付けるため
 - マイナンバーカードを医療機関等の窓口にかざすことで、電子証明書の発行番号をICチップから読み込む
 - この発行番号をもとに、患者のオンライン資格確認等システムは資格情報を引きあて、医療機関等に返す



- オンライン資格確認等システムは、被保険者番号の履歴管理をしている
システムは、就職・離職、転居等で加入している健康保険が変わり、
被保険者番号が変わっても同一人物だとわかるように作られている
この機能により、一生涯に渡って追跡が可能となる
オンライン資格確認等システムの最大の存在意義

これから
先の話だが

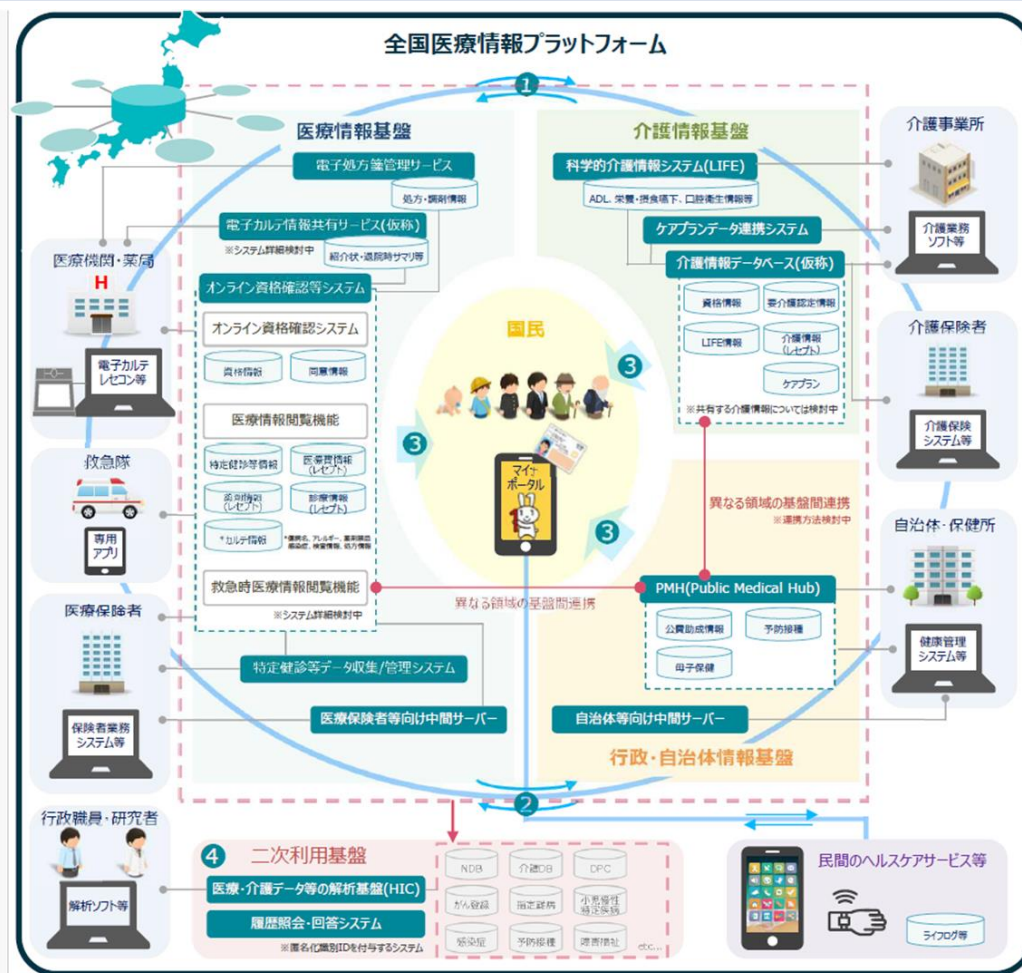
オンライン資格 確認等システム



- 介護情報を活用するための介護情報基盤を構築
介護保険に関わる個人情報(資格情報、介護認定情報、ケアプラン、
レセプト等)をデータベース化し、利活用できるように一括管理
介護保険証もマイナンバーカードに …2026年度～
- オンライン資格確認等システムを「全国医療情報プラットフォーム」へと拡張
介護情報基盤や、自治体の健康管理情報(公費助成、母子保健、予防接種
等)も加えることで、医療・健康・介護情報をトータルで把握、管理し、
その利活用を目指す
データの研究機関・民間企業等での
二次利用や、マイナポータルを使った
民間サービスへのデータ提供を図る

政府が進める
「経済成長戦略」の
一環

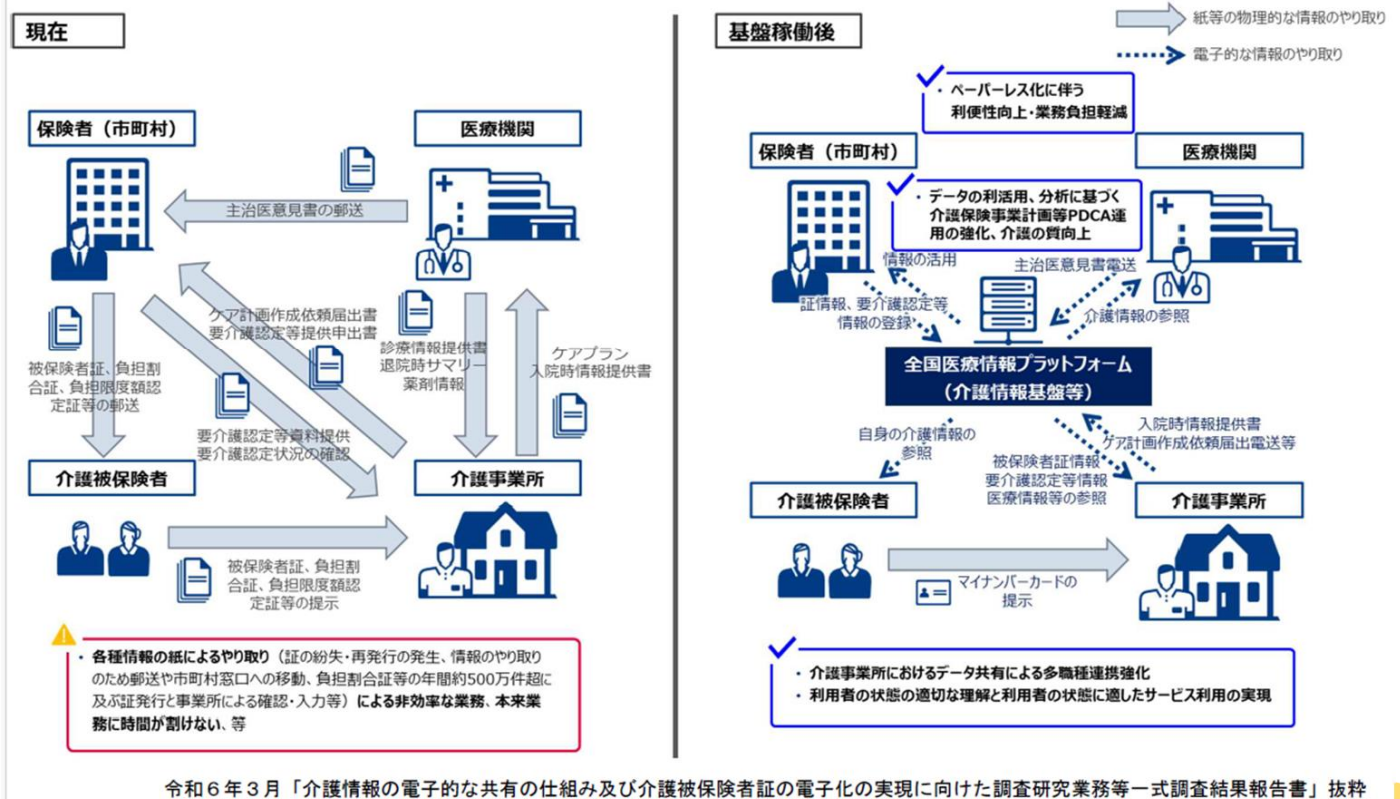




介護情報基盤の活用イメージ

社会保障審議会
介護保険部会(第113回)
令和6年7月8日

資料1



- マイナ保険証は、従来の健康保険証と併存する形(将来廃止)で考えられスタートした

本人が利用登録して初めてマイナンバーカードは健康保険証になる

電子証明書の発行番号→被保険者番号→医療・健康データ

- 一方、マイナ介護保険証は、従来の介護保険証を最初から廃止することを前提にしている

利用登録という概念がそもそも存在しない？

電子証明書の発行番号→マイナンバー→被保険者番号→介護データ

- むずかしい話ですみませんが・・・

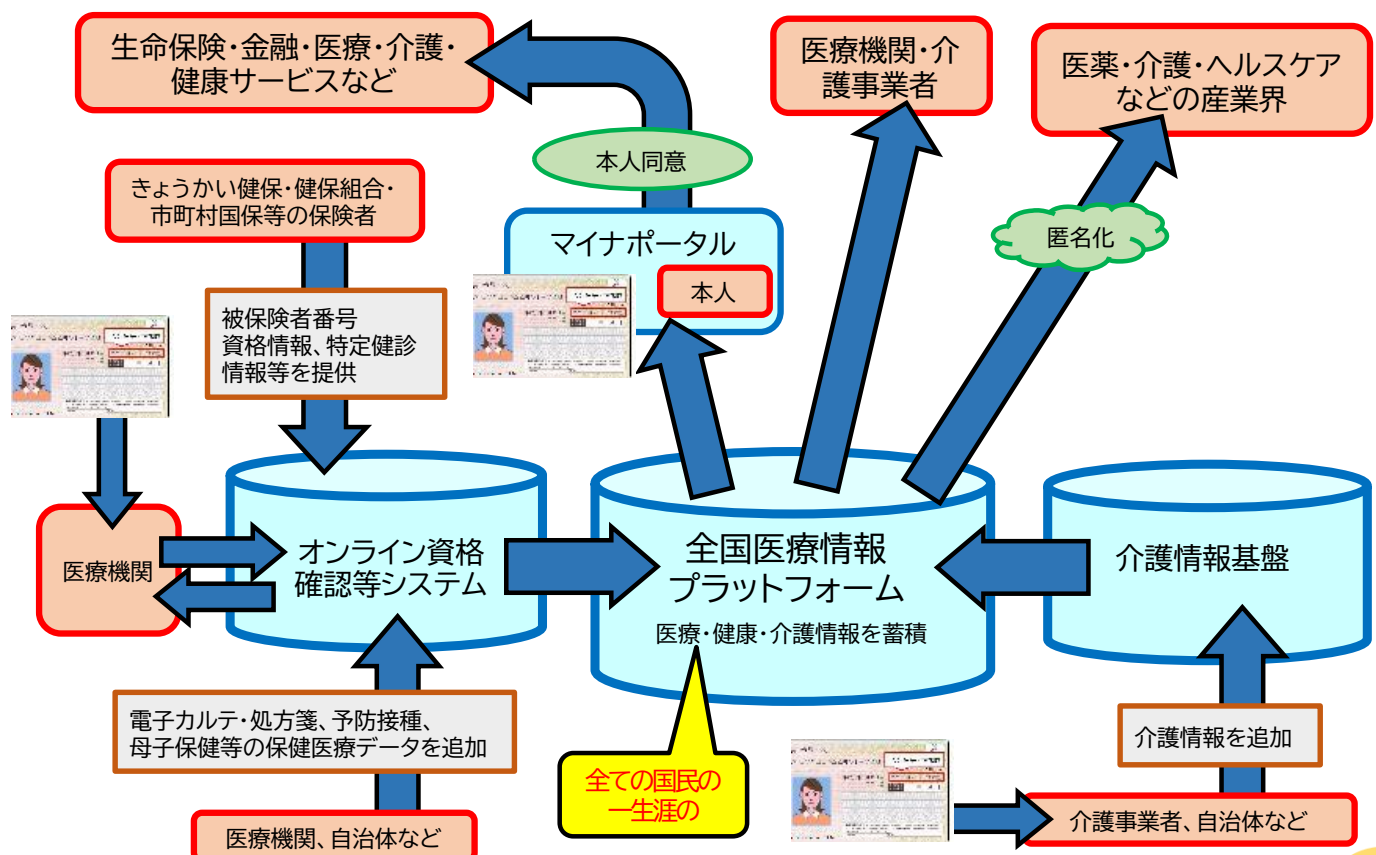
- マイナ保険証とマイナ介護保険証とは似ているが仕組みは全く違う
- 個人情報全国医療情報プラットフォームを使って利活用するという点では同じ

5. マイナポータルによる個人情報の提供と利活用

27/45

オンライン資格確認等システム+介護情報基盤＝全国医療情報プラットフォーム

28/42



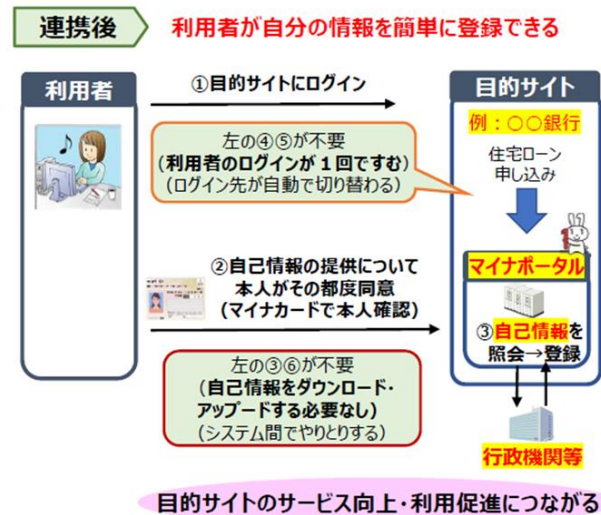


- マイナポータルで閲覧できる医療・健康・介護情報は、
「自分の意思」(本人同意)で民間サービス(例えば生命保険業界)に提供可能になる
- これをサービスを提供する民間企業の側から見れば・・・
「本人同意」のもと得られた個人情報を使うことで、
効率化やリスク回避ができるようになり、利益を増大させる
ことが可能に
 - 誰に何を売るのか
 - 誰をサービスから排除するのか
- 大事なのは「本人同意」を得ること
 - ・ 「自分の情報は、勝手に利用されない」が、個人情報保護の原則
 - ・ 個人情報を取得する際には、「本人同意」が必要不可欠
- マイナポータルは「本人同意」を容易に得られる最適のシステム



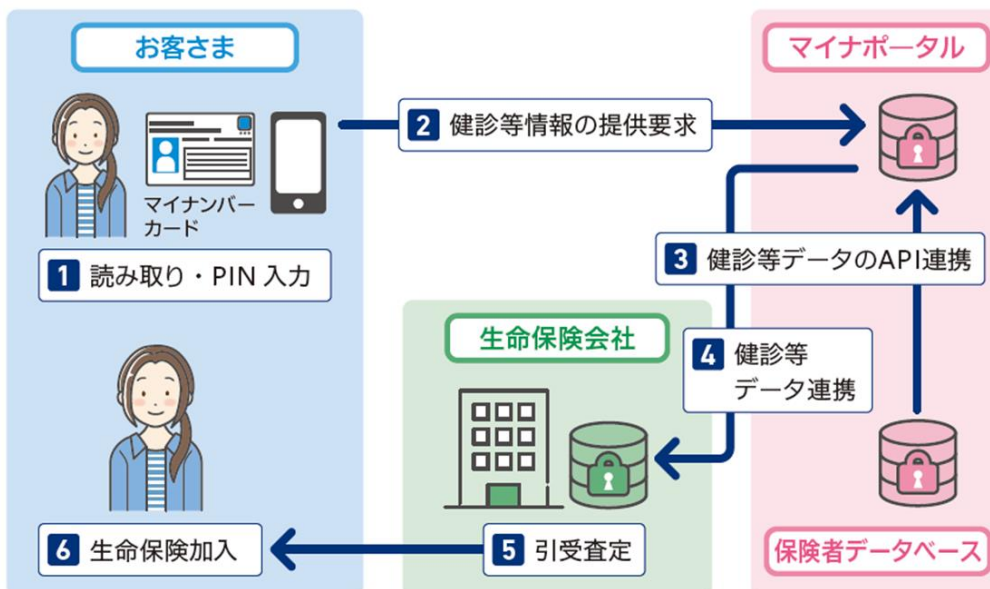
- 既に、マイナポータルで閲覧できる自分の医療・健康情報を
「本人同意」のもと、民間サービスに提供する仕組みづくりが始まっている
- 政府は、マイナポータルから個人情報をも民間サービス等に提供するためのシステムであるマイナポータルの自己情報取得APIを開発し
事業者に向けての公開を行っている

API：アプリケーション・
プログラム・インターフェース



生命保険協会「健診等情報の把握による 契約手続きの簡略化・引受査定の高度化」

現行制度で可能なもの



お客さま同意のもと、マイナポータル経由でお客さまの健診等情報に関するデータ連携を受けることにより、お客さまにとっては健康診断書等の現物を準備し、生命保険会社に提出する負担が削減され、生命保険会社にとっては提出物の確認・データ入力・書類保管の負担削減につながります。

また、生命保険協会が健診等情報をデータで取得し、引受査定プロセスのデジタル化を推進することにより、引受業務の迅速化・効率化が見込めるとともに、健診等情報の他に服薬している薬剤の情報等を追加でデータ取得すること等を通じ、お客さまのより詳細な状況の把握が可能となることで、保険引受範囲の拡大を図る等の引受査定を高度化させることができる可能性があります。

- マイナポータルを活用へ、一歩踏み出した生命保険業界

M生命保険は、2022年末、本人同意のもと、マイナポータルから医療情報等を取得し、保険申込時の引受け査定や、給付金の算定に利用するサービスの提供を検討中と発表

R生命保険は、J医療データ分析会社とともに、2023年3月、マイナポータルから得た情報を引受け査定(AIを使った引受けリスク予想)に生かせるかの実証実験を行うと発表

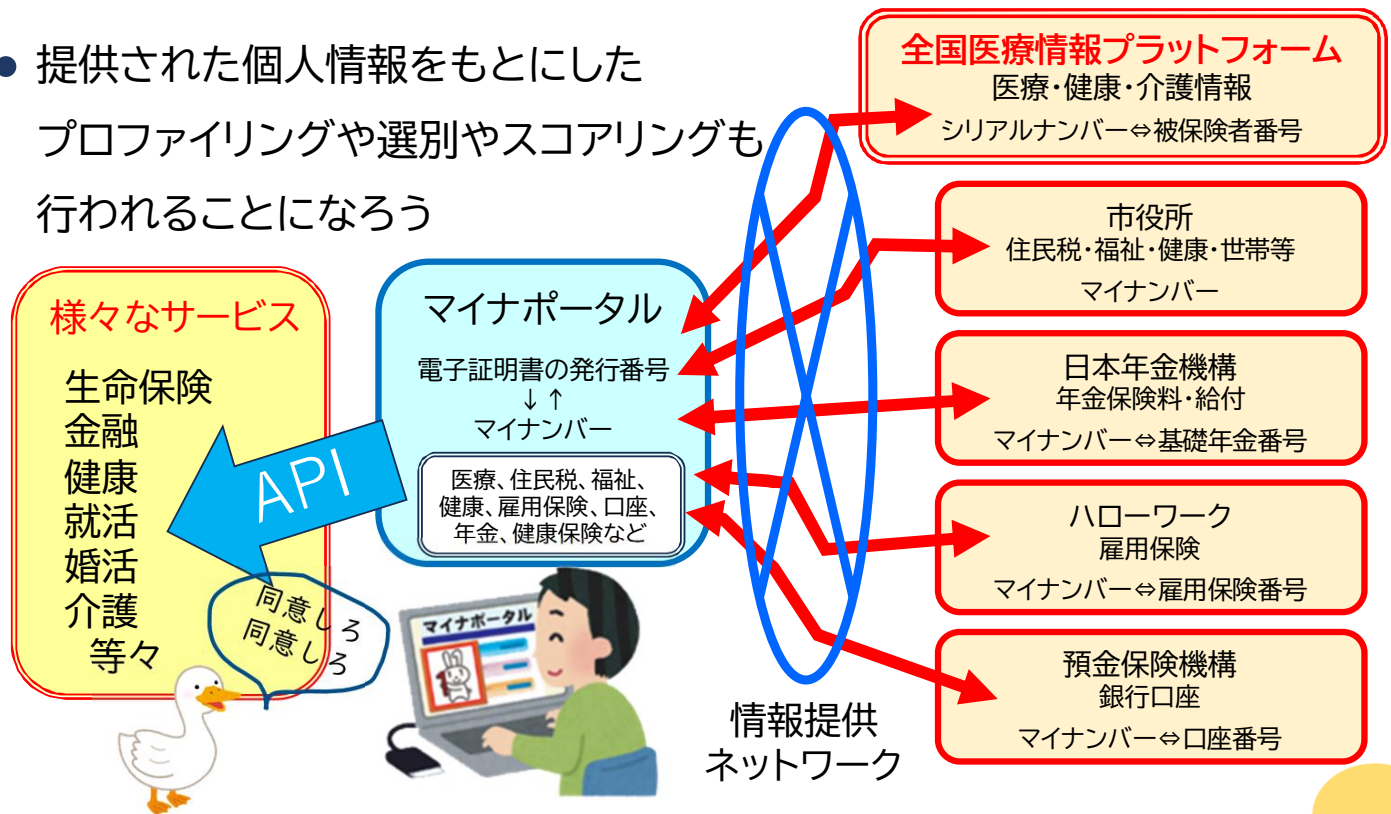
N生命保険では、2024年度より特定健診情報(健康診断・人間ドックの結果資料)をマイナポータルから提供可能に



- 医療・健康・介護情報は、利益をもたらす「宝の山」だが、合法的に取得するには、国民がマイナンバーカードとマイナポータルを使うことが不可欠
- マイナポータルAPIを使ったサービスは急速に広がっており、特に医療・健康情報を利活用するサービスは、健康管理や服薬管理などの分野で急速に拡大 ……2024/10時点で二十数社
- 新浪剛史サントリーHD社長の「政府は保険証廃止の納期を守れ」発言(2023/6)の意味 ……サントリーウェルネスは、健康食品の通販サイトの最大手
- このまま進むと、マイナポータルを使った個人情報の提供を前提としたサービスが、生命保険、金融、健康、就活、婚活、介護などへと際限なく拡大していくだろう
- さらには、民間だけでなく公共部門へも展開され、公共サービスや社会保障からの排除や制限などが起きる可能性も想定される

匿名ではなく
誰の情報かわかる形で

- マイナポータルを使って個人情報を提供しないと、
公民とわず十分なサービスを受けることができない時代が到来？
- 提供された個人情報をもとにした
プロファイリングや選別やスコアリングも
行われることになるろう



6. プロファイリングと人権侵害

- プロファイリングによって人物像を得る → 対象者の将来予測やリスク評価が可能に → 特定の基準に従って、対象者を評価し、選別や分類、点数化、等級化などを行う → 企業の利益拡大、社会保障給付の制限、国民の管理統制等を実現するための誘導や制限、排除、優遇などが可能となる
- しかし、個人情報保護の全てを集めることは不可能。プロファイリングで使えるのは、取得できた個人情報だけであり、その結果は限界性を持つことになる
- 限界性を持つプロファイリングに基づく「決め付け(あなたは〇〇だ)」は、不当な選別や排除等を招き、人権侵害を引き起こすことへとつながる
- 医療・健康・介護などの個人情報をもとにしたプロファイリングによる選別等によって、人権侵害(医療や介護の制限や排除)が起きるのは確実
- 全国医療情報プラットフォームが、こうした選別等を招く可能性が大きい

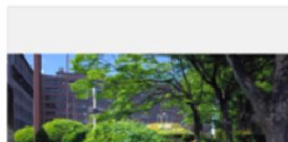
- 2023年に起きた津市の母親による娘への傷害致死事件では、AIを活用した児童虐待対応支援システムが示した「保護率39%」「再発率13%」を参考に、児童相談所が保護見送りを決めた

AIを使った支援システムは、2020年に三重県が全国に先駆けて導入

女児虐待の疑い、AIの「保護率39%」評価参考に児相が保護見送り

7/10(月) 17:21 配信 2291

朝日新聞
DIGITAL



4歳の娘への傷害致死容疑で母親が三重県警に逮捕された事件をめぐる、県は10日、虐待に関する過去のデータを職員の判断に生かすAI（人工知能）の評価などを参考に見送っていたと明らかにした。「保護率」といい、在宅での定期見守りを決めたとい

AI虐待再発「13%」 津の女児死亡事件 実態より低く算出か 三重県

7/13(木) 8:00 配信 16

伊勢新聞

津市で母親（42）から暴行を受けた三女＝当時（4つ）＝が死亡した事件で、三重県が虐待疑いの通告を受けて使用したAI（人工知能）が、将来的に三女が再び被害を受ける可能性（再発率）を「13%」と算出していたことが12日、県への取材で分かった。入力した情報の少なさから、AIが再発率を実態より低く見積もった可能性がある。再発防止

- 津市で起きた事件では、個人情報の取得にマイナンバーはまだ使われてはいないが、将来的にはそうした方向に向かうのは、まず間違いないだろう
- 「正確な判断」には、より多くの「正確なデータ」が必用だとか、AIの判断の方が、人間による判断よりも公平だという思い込みが、後押しする可能性が大きい

“保護率39%”のAI判定で保護見送りの末の虐待死 子ども
の命を守るためにAIをどう活用する？

CBCnews 2024/1/21より、一部引用

子どもを保護するかどうかを判断するAIとはどんなものなのでしょうか。システムを開発している企業の一つが、大手情報通信機器メーカーのNECです。

このNECのシステムを2024年4月から導入するのが、静岡市です。

(静岡市児童相談所・大石剛久所長)

「児童相談所で経験を重ねた職員の知識が、継承していかない。体制強化をしても、経験の浅い職員が増えてきている」

静岡市では昨年度、児童相談所が虐待事案として対応した件数が過去最多を更新。対応件数は増える一方で、職員の入れ替わりが激しく、知識や経験が受け継がれないため、AIの導入を決めました。

(静岡市児童相談所・大石剛久所長)

「職員の対応が個の能力ではなく、均一化される。児童相談所の対応が向上していく」

- EU(欧州連合)は、加盟国全てに適用される個人情報保護法「一般データ保護規則(GDPR)」(2018/5施行)に、「プロファイリング(自動処理・決定)されない権利」を明記

人々は、プロファイリング処理に対して異議申し立てを行う権利を持つ
個人情報の管理者は、異議申し立てが行われた場合、個人の利益
または権利および自由に優越する不可欠な正当な根拠を示すことが
できなければ、データ処理を中止または開始をやめなければならない

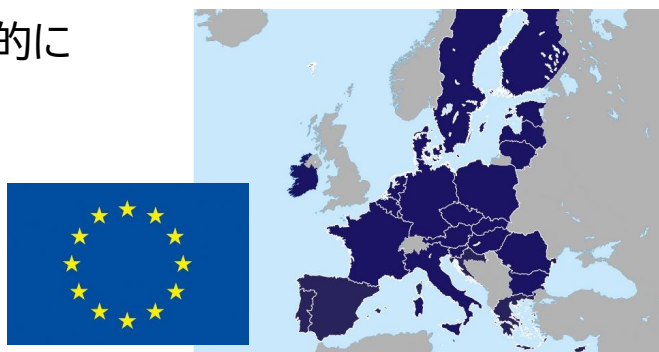
人々は、自らに関する法的効果を生み出す、または重大な影響をもたらす
プロファイリングを含む専ら自動処理に基づく決定をされない権利を持つ

- 2024/5には、人権や法の支配、民主主義を擁護する観点にもとづく
「AI規制法」も成立

- EUがプロファイリング規制やAI規制など個人情報保護政策を人権問題
として積極的に進める背景には、ナチス・ドイツによる欧州支配と、
旧東側諸国の監視社会という重く深刻な歴史がある

特にドイツでは、国勢調査が連邦裁判所において1983年に憲法違反
(人権侵害)とされたことから、マイナンバーのような共通番号制度を
導入することも連邦議会が憲法違反と見なした

- 同時に、個人情報保護を求める力強い市民運動や、国民世論の存在が大きい
法律さえできれば、あとは自動的に
プロファイリングやAI利用が
規制されるわけではない



8. 憲法に基づく議論と運動が必要

43/45

44/45

- 「漏れたら怖い」から「活用されると怖い」へ

個人情報の利活用に規制をかける議論と運動が必要

- 日本に住む人たちの個人情報に対する意識は、AI活用も含め、欧米に比べて格段に遅れている

個人の努力
だけでは限界

プロファイリングという言葉さえ、ほとんど知られていないという現実

個人情報保護法改正に向けた議論でも主要なテーマとはなっていない

- 政府は、個人情報保護や人権擁護よりも、利活用(もうけ)を優先

- 憲法13条「個人の尊重」にもとづく議論と運動が必要

3年ごとの
見直し

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

- マイナ保険証と、それに続くマイナ介護保険証は私たちの個人情報を「もうけのタネ」にするための入口であるとの理解が必要
便利か不便かや、漏れたら怖いだけが問題ではない
- そこに待っているのはIT利権より遙かに大きい「個人情報の利活用」の利権と社会保障からの排除という人権侵害



世論に抗してまで健康保険証廃止を
ゴリ押しで進める背景に何があるのか。

マイナンバーの問題を「個人情報が漏れると怖い」と狭くとらえていては、私たちの人権は守ることはできない。個人情報がどう活用されて「もうけのタネ」になるのか。それはどのようにして人権侵害をもたらすかを考えてみる必要がある。

日本機関紙出版センター

2023年11月1日

1400円+税

日本機関紙出版センター